

会長職務代理者の指名等について

1 会長職務代理者の指名について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第 11 条第 4 項の規定により、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとしている。

(参考) 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例 (抜粋)

(会長)

第 11 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

2 専門部会委員の指名について

同条例第 12 条第 1 項の規定により、専門の事項を処理するため景観形成専門部会と都市緑化推進専門部会を置き、同条第 2 項の規定により、専門部会は、審議会会長の指名する委員および専門委員をもって組織することとしている。

(参考) 秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例 (抜粋)

(専門部会)

第 12 条 審議会は、都市環境の創造および保全に関する専門の事項を処理するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員および専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が指名し、市長が任命する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門部会長の指名について

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会規則第 3 条第 1 項で専門部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長が指名するものがこれに当たることとしている。

(参考) 秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会規則 (抜粋)

(専門部会)

第 3 条 専門部会(以下「部会」という。)に部会長を置き、部会の委員のうちから会長が指名するものがこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員がその職務を代理する。